

# 寄 附 行 為

財団法人 音樂文化創造

## 《 目 次 》

第1章	総 則	1
第2章	目的及び事業	1
第3章	資産及び会計	1
第4章	役員、評議員及び職員	3
第5章	会 員	5
第6章	会 議	5
第7章	寄付行為の変更及び解散	6
第8章	補 則	7

# 財団法人音楽文化創造 寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人音楽文化創造(英文名 Foundation for Promotion of Music Education & Culture 略称 FPMEC)という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区外神田二丁目18番21号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律」の趣旨に基づき、音楽に関する文化活動を幅広く振興するとともに、生涯学習の一環としての音楽学習の活性化を図り、もって我が国の音楽文化の発展と音楽を通じた国際相互理解の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 音楽に関する国内外の協議会、講演会等の開催及びその開催のための協力
2. 「国際音楽の日」の普及のための事業、その他音楽を通じた国際文化交流事業の実施。
3. 音楽学習に関する指導員の養成プログラムの開発及び実施
4. 音楽に関する学習成果の評価システムの開発及び実施
5. 音楽に関する調査研究並びに情報の収集及び提供
6. 音楽に関する出版物の編集及び発行
7. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

1. 設立当初の財産目録に記載された財産
2. 資産から生ずる収入
3. 会費
4. 事業に伴う収入
5. 寄附金品
6. その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。
  1. 設立当初の財産目録のうち、基本財産の部に記載された財産
  2. 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  3. 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会における理事現在数の3分の2以上の議決、及び評議員の同意を経、かつ、文部科学大臣の承認を得て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会における理事現在数の3分の2以上の議決、及び評議員の同意を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす

(収支決算)

第12条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見をつけ、理事会における理事現在数の3分の2以上の議決、及び評議員の同意を経て、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会における理事現在数の3分の2以上の議決、及び評議員の同意を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会における理事現在数の3分の2以上の議決、及び評議員の同意を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第8条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第15条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第4章 役員、評議員等及び職員

(役員)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

1. 理事 12人以上20人以内(うち、理事長1名及び常務理事5名以内とする。)
2. 監事 2名。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長及び常務理事を定める。

- 2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の2を超えてはならない。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

(理事の職務)

第18条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により常務理事がその職務を代理し又はその職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務に従事する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第19条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次に掲げる職務を行う。

1. 法人の財産の状況を監査すること。
2. 理事の業務執行の状況を監査すること。
3. 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、

これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。

4. 前号の報告をするため必要があると認めた場合、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第20条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会における理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない

1. 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第22条 役員は無給とする。

(評議員選出等)

第23条 この法人には、評議員20名以上30名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の2を超えてはならない。
- 4 評議員は、役員を兼ねることはできない。
- 5 第20条及び第21条の規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員職務)

第24条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める職務を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(名誉会長及び名誉副会長)

第25条 この法人には、名誉会長1名及び名誉副会長若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、名誉副会長とともにこの法人の名誉を象徴する。
- 3 名誉会長及び名誉副会長は、理事会及び評議員会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 4 名誉会長及び名誉副会長は、無給とする。

(顧問及び参与)

第 26 条 この法人には、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事長の諮問に応じ、助言を行う。
- 3 参与は、理事長の委託を受けて、特別の事項を処理する。
- 4 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 5 顧問及び参与は、無給とする。

(委員会及び委員)

第 27 条 この法人は、事業の執行のための企画又は専門的な事項の調査研究を行うため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 委員会及び委員に関し必要な事項は、理事長が定める。

(事務局及び職員)

第 28 条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任命する。
- 3 職員は、有給とする。

## 第 5 章 会 員

(会員の種別)

第 29 条 この法人には、次の会員を置く。

1. 個人会員 この法人の目的に賛同し、その事業に協力する個人
2. 団体会員 この法人の目的に賛同し、その事業に協力する団体
3. 法人会員 この法人の目的に賛同し、その事業に協力する法人
4. 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業に賛助する個人、団体又は法人

(会 費)

第 30 条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

## 第 6 章 会 議

(理事会の招集等)

第 31 条 理事会は、毎年 2 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要があると認めた場合は、臨時に理事会を招集することができる。

- 2 理事現在数の 3 分の 2 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求のあった日から 20 日以内に臨時に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会の議長は理事長とする。

(理事会の定数)

第 32 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければその会議を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第 33 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

1. 事業計画及び収支予算に関すること。
  2. 事業報告及び収支決算に関すること。
  3. 基本財産に関すること。
  4. 長期借入金に関すること。
  5. 第 1 号、第 3 号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関すること。
  6. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。
- 2 第 31 条第 1 項及び第 2 項並びに前条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合においてこれらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める

(議事録)

第 34 条 理事会及び評議員会においては、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第 7 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 35 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解 散)

第 36 条 この法人を解散するときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 37 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を

受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第38条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

1. 寄附行為
  2. 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
  3. 財産目録
  4. 資産台帳及び負債台帳
  5. 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
  6. 理事会及び評議員会の議事に関する書類
  7. 官公署往復書類
  8. 収支予算書及び事業計画書
  9. 収支計算書及び事業報告書
  10. 貸借対照表
  11. 正味財産増減計算書
  12. その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号の書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿1年以上保存しなければならない。
- 3 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第39条 この寄附行為の施行について必要な細則は、理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

附 則

1. 第17条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立当初の理事及び監事は、別紙1に掲げる者とする。
2. 第23条第2項の規定にかかわらず、この法人の設立当初の評議員は、別紙2に掲げる者とする。
3. 第25条第3項の規定にかかわらず、この法人の設立当初の名誉会長及び名誉副会長は、別紙3に掲げる者とする。
4. 従来、音楽教育国民会議に属した権利及び義務の一切は、この法人が継承する。

これは当財団法人の寄付行為である。

平成 23 年 5 月 25 日

東京都千代田区外神田 2 丁目 1 8 番 2 1 号  
財団法人 音楽文化創造

理事長 伊藤 修二